

## 創業又は事業内容を変更される方へ 消防法等の必要なルールはご存知ですか？



**事前に消防署へ相談してください。**



- テナント等に入居し事業等を開業する場合
- 空き家空き店舗等を利用し事業等を開業する場合
- 建物の増築、改築、間仕切り変更をする場合
- 建物の使用用途を変更する場合
- 独立した建物同士を接続する場合

事前の届出や、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります。

テナントの場合は設備設置に関してオーナーとのトラブルが生じることが考えられます。

今後、消防法令違反をしている建物は、建物利用者に対して周知させるためホームページ上で公表していくという新たな制度が全国的に始まろうとしています。

※1 建築確認申請が不要なものであっても、消防法や火災予防条例で規制される場合があります。

※2 建築基準法などの消防法以外の法令に基づく手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

**事前相談は、西春日井広域事務組合消防本部 予防課へ**

TEL 0568-22-4924(直通)

開庁日時:土日祝日を除く平日8:30~17:15分まで(12/29~1/3を除く)

※検査等により担当者不在となることがあるため、事前にお電話くださいますようお願いいたします。